二　前条第二号の規定により構築したシステムの概要
三　前条第三号の規定により作成した規程
四　前条第四号の規定により実施した研修の内容
五　前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制
六　前条第七号の規定により実施した管理の内容
七　前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要
八　前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果
九　前条第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
十　前条第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果
十一　前条第十三号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
十二　前条第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由
十三　前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

（振替供給条件の届出）

第四十四条　［略］

（送電事業者の兼業制限の例外）

第四十四条の二　法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第三十一の二の二の送電事業者の兼業認可申請書に当該認可を受けようとする者が小売電気事業又は発電事業を営むことが特に必要である理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、法第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（特定関係事業者に関する経済産業省令で定める要件）

第四十四条の三　法第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件は、当該小売電気事業者又は発電事業者の親会社等（当該送電事業者に該当するものを除く。）に該当する者であることとする。

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限の例外）

第四十四条の四　法第二十七条の十一の三第一項ただし書の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　送電事業者において、兼職（法第二十七条の十一の三第一項本文の規定により禁止される兼職をいう。）を行う者（以下この条において「兼職者」という。）が非公開情報（当該送電事業者が営む振替供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業又は発電

（振替供給条件の届出）

第四十四条　［略］

［新設］

［新設］

［新設］